

1 手すり

基本となる考え方

手すりは、高齢者・障害者などの誘導・落下防止・移乗動作の補助設備として有効であり、廊下・階段・出入口などその目的や状況に応じて、大きさ・材質・取付位置などを考慮して設置する。

歩行困難者や視覚障害者にとって、必要不可欠なものであり、階段・スロープには必ず設置し、廊下や水廻りにも必要に応じて設置する。また、設置する場合は途切れないう、手すりから手すりへの連続性に配慮する。

高さ

- 手すりの取り付け高さは、利用者の特性に応じて設定し、1段の場合は75～85cm程度とする。

- 高齢者、障害者、子供の利用が多い施設に設置する手すりは、複数段とし、利用者が体格や身体状態に合わせて使いやすい手すりを選択できるようにすることが望ましい。

形状

- 太さは、利用者の特性に応じて外径30～40mm(小児用にあっては30mm)程度とし、転落・転倒防止用には握りやすい形状のもの(30～35mm程度)が望ましい。

- 手すり子や支柱は、指が触れても傷つかない形状・材質とする。

壁との関係・壁仕上げ

- 壁との隙間は、5～6cm程度とし、手すりの下側で支持する。

- 支持金具は車いす使用者の肩にあたる可能性もあるため、安全な形状とする。

- 手すりを取り付けた壁の表面は、利用者の体を傷つけないように、粗面でないものが望ましい。

端部

- 端部は危険防止のために下方又は壁面方向に曲げる。

材質

- 手触り・耐久性・耐候性などは、取り付け箇所に見合ったものとする。

- 手すりの色調は、壁などまわりの色調と対比効果を保ち、手すりを認識しやすくすることが望ましい。

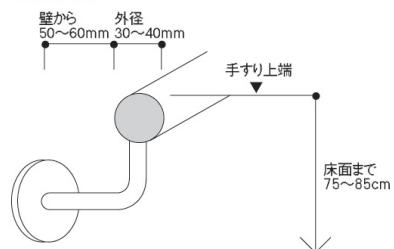
- 冬期の冷たさや直射日光による高温化防止に配慮した材質を用いる。

誘導・標示

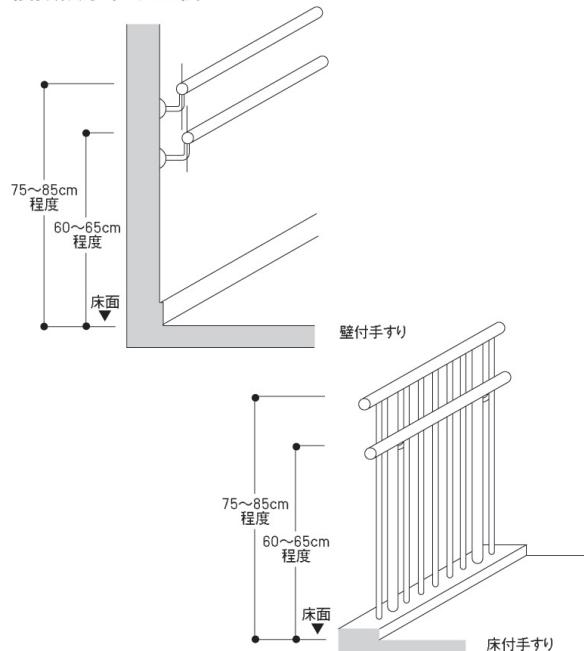
- スロープの始・終点を歩行者に知らせるため、45cm以上の水平部分を設けることが望ましい。

- 端部、曲がり角及びスロープの始・終点などの要所には、現在位置や方向・行先などを点字で表示することが望ましい。

手すりの形状例



複数段手すりの例



手すりの端部

